

## 工事入札における最低制限価格の算定基準の改正について

練馬区は、国土交通省からの最低制限価格算定基準の見直しに関する要請に基づき、令和5年4月1日以降に公表する工事入札案件から、最低制限価格の算定基準を改正することとしたので、下記のとおりお知らせします。

### 1 改正内容

予定価格算定の基礎となる一般管理費等に乗じる割合を 55%から68%へ改正 します。

#### 最低制限価格の算定方法

	現行	改正後
直接工事費－(現場管理費相当額)	97%	97%
共通仮設費	90%	90%
現場管理費＋(現場管理費相当額)	90%	90%
一般管理費等	55%	68%

なお、解体工事については上記算定式によらないものとし、以下の算定式となります。

直接工事費－(現場管理費相当額)	80%
共通仮設費	90%
現場管理費＋(現場管理費相当額)	90%
一般管理費等	68%

**建築工事、建築設備工事および関連するその他工事**については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、以下の

(裏面へ続く)

とおりとします。

- (1) 建築工事・建築設備工事・解体工事  
直接工事費に10分の1を乗じた額
- (2) 昇降機設備工事  
直接工事費に10分の2を乗じた額

単価契約など、この算定方法によりがたい場合については、案件に応じて上記の範囲内で定めた数値を乗じて算定します。

2 対象案件

予定価格が130万円を超える工事入札案件を対象とします。

3 適用時期

**令和5年4月1日以後に入札公告等を行う案件から適用します。**

**なお、令和5年3月31日以前に入札公告等を行い、同年4月1日以後に入札執行をするものについては、従前の算定基準を適用します。**

練馬区総務部経理用地課契約係

TEL 5984-2832